

## 公益財団法人徳島県建設技術センター契約規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県建設技術センター（以下「センター」という。）の契約に関し、適正な事務の執行に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(契 約)

第2条 この規程において契約とは、センターが当事者となって締結する売買、貸借、請負その他の契約をいうものとする。ただし、業務の受託及び委託等については、理事長が別に定める。

(職員の責務)

第3条 契約の事務に従事する職員は、適正な契約事務の執行に留意し、契約の目的が、有効に達成されるよう努めなければならない。

(契約の方法)

第4条 契約は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）若しくは随意契約の方法により締結するものとする。ただし、指名競争入札又は随意契約は、次条又は第6条の規定に該当する場合に限り、これによることができる。

(指名競争入札)

第5条 指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。

(2) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第6条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 1件の予定価格が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えないとき。

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(6) 著しく有利な条件で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(入札の周知)

第7条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日前7日までに、センターの事務所入口に必要な事項を掲示するほか、適当な方法により周知しなければならない。

(入札者の指名)

第8条 指名競争入札に付そうとするときは、入札に参加する者を3人以上指名しなければならない。

2 前項の指名をしたときは、入札期日前5日までに所要の事項を指名した者に通知しなければならない。

(予定価格調査)

第9条 競争入札に付そうとするときは、その事項にかかる設計書、仕様書等により価格を予定し、その額を記載した予定価格調書を封書にして、入札の開札場所に置かななければならない。

2 前項の予定価格調書には、理事長が指定した職員が記名押印するとともに、その封書に封印しなければならない。

(入札保証金)

第10条 理事長は、必要に応じて競争入札に参加する者に対し、入札保証金を納めさせることができる。

2 入札保証金の額は、その都度理事長が定める。

(落札者の決定)

第11条 競争入札による落札者は、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者とする。

(落札者への通知)

第12条 競争入札による落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(見積り合せ)

第13条 随意契約によろうとするときは、できるだけ2人以上から見積書を徴さなければならない。

(契約の締結)

第14条 契約の締結は、理事長が行うものとする。

(契約書の作成)

第15条 契約の締結に当たっては、契約金額、契約の目的、履行期限その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が100万円未満の契約又は理事長が特に決めた契約については、契約書の作成を省略することができる。

(契約保証金)

第16条 理事長は、必要に応じて契約する者に対し、契約保証金を納めさせることができる。

2 その契約保証金の額は、その都度理事長が定める。

(準用)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターの契約に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9章第6節及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5章第6節並びに徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）並びに徳島県が定める規程に準ずるものとする。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 財団法人徳島県公園緑地協会財務規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

契 約 の 種 類	金 額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 財産の買入れ	160万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円